

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県規則第30号

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則の一部を改正する規則

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則（平成24年静岡県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表案内標識の項中「117の2-A」を「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に、「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、「118の4-C」を「118の5-C」に、「118の4-D」を「118の5-D」に改め、同表備考中「118の3-A」を「118の4-A」に、「118の3-B」を「118の4-B」に、「118の4-A」を「118の5-A」に、「118の4-B」を「118の5-B」に、「117の2-A」を「117の3-A」に、「117の2-B」を「117の3-B」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。